

目標設定型排出量取引制度における 検証機関登録申請ガイドライン

2026（令和8年）年7月

（第4計画期間版）

埼玉県環境部

目 次

第1部	はじめに	1
第1章	本ガイドラインについて	1
1	本ガイドラインの背景	1
2	本ガイドラインの目的と位置付け	1
3	本ガイドラインの構成	3
第2部	本制度における検証機関及び検証主任者の登録要件	4
第1章	埼玉県による登録と検証業務の受任について	4
1	検証業務を受任できる者	4
2	検証機関において検証業務を行う者	5
3	登録区分と受任できる範囲	6
第2章	検証機関の登録要件と登録有効期間	7
1	業務体制上の要件	8
2	業務遂行上の遵守事項	11
3	登録検証機関の登録通知及び拒否	14
4	登録の有効期間	15
第3章	検証主任者の登録要件	16
1	業務経験	17
2	講習の修了	19
3	登録の有効期間	20
4	欠格事項	24
5	検証主任者の登録及び拒否	24
第3部	登録申請の手続	26
第1章	検証機関の登録申請手続	26
1	新規登録申請・更新登録申請	26
2	検証機関の登録事項の変更に伴う届出	28
3	全部又は一部（特定の登録区分、営業所等）の休止又は廃止に伴う届出	30
4	廃業等に伴う届出	30
5	検証業務規程に関する届出	31
第2章	検証主任者の登録申請手続	32
1	新規登録申請・更新登録申請	32
第4部	行政措置	35
第1章	検証機関に対する措置	35
1	適合勧告	35
2	改善勧告	35
3	登録の取消し・業務停止勧告	35

4 登録の抹消36

第2章 検証主任者に関する措置.....37

1 登録の取消し37

下 線 : 今回（令和8年7月）改正箇所

第1部 はじめに

第1章 本ガイドラインについて

1 本ガイドラインの背景

本県では、令和5年3月に改正した埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）において、2030年度における埼玉県の温室効果ガス排出量を2013年度比46%削減するという目標を掲げている。

事業活動に伴う温室効果ガス排出量は県全体の約50%を占めており、産業・業務部門の効果的な削減対策の実施が重要である。

このため、制度の基盤となる「埼玉県地球温暖化対策推進条例」（平成21年埼玉県条例第9号。以下「条例」という。）に基づく地球温暖化対策計画制度において、温室効果ガスを多量に排出する事業者に対して、「地球温暖化対策計画・実施状況報告書」等の作成・提出を義務付けている。

また、大規模な事業所における温室効果ガスの削減を進めるため、平成23年度から目標設定型排出量取引制度（以下「本制度」という。）を導入し、東京都の「総量削減義務と排出量取引制度（以下「東京都制度」という。）」と連携しながら運用を進めている。

本制度の下、埼玉県地球温暖化対策に係る事業活動対策指針に規定する規模判定エネルギー使用量が3年連続して1,500kL以上である大規模な事業所（以下「大規模事業所」という。）は、排出量の算定、検証及び削減目標の達成に努めることになった。

その際、一定の要件を満たして埼玉県の登録を受けた第三者機関（以下「検証機関」という。）が、事業所の排出量を正しく算定していることを検証することにより、算定・報告された排出量の正確性・信頼性を確保し、本制度の円滑な運用に資することとしている。

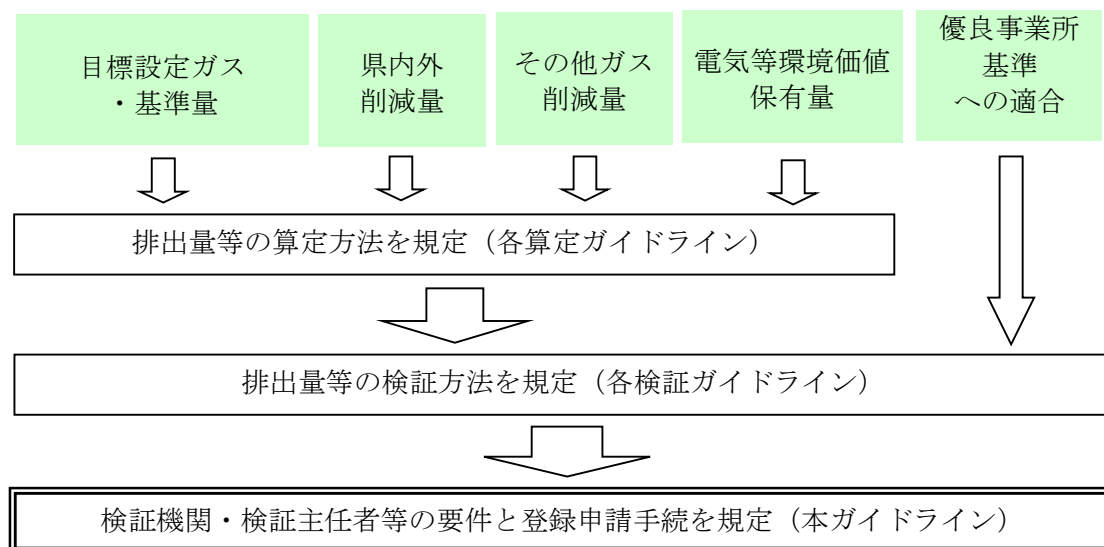
2 本ガイドラインの目的と位置付け

本制度では検証の業務が次表のように区分され、大規模事業所等は各登録区分について定められている算定ガイドラインに従って、排出量の算定を行うこととなっている（各種の「削減量」は、事業所が当該削減量の利用を希望する場合に限り算定する。）。このうち目標設定ガス排出量及び基準排出量は事業所の削減目標達成の中核となる数値であり、また、県内削減量、県外削減量、その他ガス削減量及び電気等環境価値保有量は目標達成に利用できるため、これらについては、各登録区分について定められている検証ガイドラインに従って検証機関が排出量等の第三者検証を行うこととなっている。

登録区分	検証の対象	算定	検証
目標設定ガス・基準量	目標設定ガス排出量 基準排出量	○	○
県内外削減量	県内削減量 県外削減量	○	○
その他ガス削減量	その他ガス削減量	○ (充当 する場合)	○ (充当 する場合)
電気等環境価値保有量	電気等環境価値保有量	○	○
優良事業所基準への適合	優良事業所基準への適合		○

本ガイドラインは、これらの検証業務を行うことができる機関として埼玉県の登録を受けるための要件及び登録の申請手続を定めるものである。また、本制度では、検証機関の下で検証業務を行う検証主任者も埼玉県の登録を受けることとしており、その登録要件や申請手続の一部は「埼玉県検証主任者登録要領（以下「要領」という。）」に定められているが、本ガイドラインにおいても詳細などを併せて定めている。

検証の各登録区分と算定ガイドライン、検証ガイドライン及び本ガイドラインとの位置付けを下図にまとめる。



3 本ガイドラインの構成

第1部は、本ガイドラインを定める背景、目的、位置付けを示した。

第2部では、本制度の検証機関としての埼玉県による登録を受けるための要件を具体的に定めている。すなわち、検証機関に対し要求されるガバナンス、中立性、利害相反の回避、秘密保持、文書管理等の具体的な要件を定めている。また、検証機関のもとで検証業務を行う検証主任者の登録要件として、業務経験、講習等について併せて定めている。

第3部は、本制度の検証機関又は検証主任者として埼玉県の登録を受けるための申請手続きを定め、申請様式、記入要領、申請手順及び埼玉県による審査について記載している。また、検証機関が業務を開始するまでの手続きについて、説明する。

第4部は、埼玉県の登録を受けた検証機関及び検証主任者に対する行政措置について記載している。

第2部 本制度における検証機関及び検証主任者の登録要件

第1章 埼玉県による登録と検証業務の受任について

本制度において、埼玉県による登録は、検証機関及び検証主任者が所定の要件を満たしていることの公認に留まらず、検証業務を受任できるための要件として位置付けられている。ここでは、本制度において検証業務を受任できる者及び受任できる範囲が、埼玉県の登録に応じてどのように設定されているのかについて説明する。

1 検証業務を受任できる者

本制度において検証業務を受任できるのは、埼玉県によって登録されている検証機関に限られる。

【参照条文】埼玉県目標設定型排出量取引制度に係る検証機関登録等実施要綱（以下「要綱」という。）

（検証機関の登録）

第2条 指針別表第5備考で定める検証の業務（以下「検証業務」という。）を行おうとする者は、検証業務に関し別表第1に定める区分（以下「登録区分」という。）ごとに、知事の登録を受けるものとする。

2 前項の登録の有効期間は、3年とする。

3 前項の有効期間の満了後引き続き検証業務を行おうとする者は、第1項の登録を更新する登録を受けるものとする。

4 前項の更新の登録の申請があった場合において、第2項の有効期間の満了の日までにその申請に対する登録又は登録の拒否の措置がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその措置がなされるまでの間は、なお効力を有する。

5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、当該登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

（検証機関の登録の申請）

第3条 前条第1項の規定による登録又は同条第3項の規定による更新の登録を受けようとする者（以下「検証機関登録申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した様式第1号の申請書を知事に提出するものとする。

一 法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

二 登録区分

三 検証業務を行う営業所の名称及び所在地

四 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）の氏名

五 第3号の営業所ごとに置かれる検証主任者（第9条第1項に規定する検証主任者をいう。）の氏名及び所属する営業所の名称

2 前項の申請書には、検証機関登録申請者が第5条第1項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面その他の別表第2に定める書類を添付するものとする。

2 検証機関において検証業務を行う者

要綱では、検証業務を行う能力を有する者として「検証主任者」が定義されており、次の業務を総括する。

- ・ 検証業務が要綱等に則って実施されていることの確認
- ・ 検証業務の実施計画の立案
- ・ 検証業務の実施により得られた証拠に基づく結論の決定
- ・ その他、検証業務の適正な実施の確保

さらに、本制度では検証業務を担当する者として「検証担当者」（知事が実施し、又は指定する講習会を修了した者）が設けられており、検証機関は検証業務を「検証主任者のみ」又は「検証主任者及び検証担当者」から構成される人員のみに担当させることができる。ただし、事業者の事業特性等に応じて、検証主任者・検証担当者以外の技術専門家を検証業務に帯同させてもよい。

なお、本制度では「検証主任者」及び「検証担当者」を合わせて「検証主任者等」と総称する。

【参照条文】要綱

（検証主任者の設置等）

第9条 登録検証機関は、第3条第1項第3号の営業所ごとに、検証業務を行う能力を有する者として登録区分ごとに別表第4に定めるもののうちから1名以上の検証主任者を置き、次項に定める業務を行わせるものとする。

2 前項の検証主任者は、次に掲げる業務を総括するものとする。

- 一 検証業務がこの要綱に違反して行われていないことの確認に関する事。
- 二 検証業務の実施の計画の立案に関する事。
- 三 検証業務の実施により得られた証拠に基づく結論の決定に関する事。
- 四 前3号に掲げるもののほか、検証業務の適正な実施の確保に関する事。

3 登録検証機関は、検証業務の信頼性の確保のため、次に掲げる措置をとるものとする。

- 一 検証業務の管理及び精度の確保に関する文書を作成すること。
- 二 前号の文書に記載されたところに従い、検証業務の管理及び精度の確保を行う部門を検証業務を行う部門と別に置くこと。

3 登録区分と受任できる範囲

本制度で、事業所が検証を受ける対象には次のものがある。

- ・ 目標設定ガス排出量
- ・ 基準排出量
- ・ その他ガス削減量
- ・ 県内削減量
- ・ 県外削減量
- ・ 電気等環境価値保有量
- ・ 優良事業所基準への適合

これらの検証対象については、それぞれ検証主任者等に求められる業務知識が異なるため、検証内容に応じ検証機関及び検証主任者等の登録区分が設定されている。

すなわち、検証機関は各登録区分に応じて埼玉県の登録を受け、その区分に属する検証対象についてのみ検証業務を受任できる仕組みとなっている。また、検証主任者についても同様に、各登録区分に応じて埼玉県の登録を受け、その区分に属する検証対象についてのみ検証業務を担当できる。

検証機関及び検証主任者の登録区分を下表にまとめる。

登録区分	検証の対象
目標設定ガス ・ 基準量	目標設定ガス排出量 基準排出量
県内外削減量	県内削減量 県外削減量
その他ガス削減量	その他ガス削減量
電気等環境価値保有量	電気等環境価値保有量
優良事業所基準への適合	優良事業所基準への適合

第2章 検証機関の登録要件と登録有効期間

検証機関は、次の場合を除き、申請を行うことにより埼玉県による登録を受けることができる。

- 1 法人でない場合
- 2 管理・検証精度確保部門を検証業務部門と別に設置していない場合
- 3 管理・検証精度確保部門の業務文書を作成していない場合
- 4 検証主任者を、営業所ごとに各登録区分から1名以上置いていない場合
- 5 登録を取り消され、その措置のあった日から2年を経過しない者の場合
- 6 登録を取り消された場合において、その措置のあった日前30日以内にその登録検証機関の役員であった者でその措置のあった日から2年を経過しない者の場合
- 7 検証業務の停止を勧告され、その停止の期間が経過しない者の場合
- 8 役員のうちに検証業務に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が5～7のいずれかに該当する者の場合
- 9 登録申請書又はその添付書類のうちに重要な事実の記載が欠けている場合

ただし、検証機関は、各登録区分について埼玉県による登録を維持するためには、本章に記載される要件を全て満たしていることが必要であり、登録後これらの要件を満たさない場合には、登録の取消し、業務停止勧告、適合勧告又は改善勧告の事由となる（詳しくは第4部を参照のこと。）。

【参照条文】要綱

（検証機関の登録の拒否）

第5条 知事は、検証機関登録申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は第3条第1項の申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否するものとする。

- 一 第9条第1項又は第3項に規定する要件を欠くとき。
 - 二 第15条第1項の規定により登録を取り消され、その措置のあった日から2年を経過しないとき。
 - 三 その役員のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。
 - ア 第15条第1項の規定により登録を取り消された登録検証機関において、その措置のあった日前30日以内にその役員であった者であって、その措置のあった日から2年を経過しないもの
 - イ 検証業務に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が第2号又はアのいずれかに該当するもの
- 2 知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を様式第6号により当該検証機関登録申請者に通知するものとする。

1 業務体制上の要件

検証機関は、次に示す業務体制上の要件を全て満たしていることが必要である。

なお、検証機関が届出を行う書類、検証業務に係る書類については、日本語で必ず作成・保管すること。

また、制度対象事業所が苦情の申出や財務諸表の確認等を希望する際、検証機関の営業所の設置場所によって不利益を被ることがないように、オンラインでの受付・確認等を可能とすること。

(1) 法人

本制度に基づく検証業務は、埼玉県へ登録した法人のみが行うことができる。

(2) 検証主任者の設置

検証機関は、検証業務を行う営業所ごとに、当該登録区分につき埼玉県によって登録されている検証主任者を1名以上置くことが必要である。

また、検証機関として、管理・検証精度確保部門に1名以上の検証主任者又は検証主任者に相当する能力を有する者を所属させることが望ましい。また、営業所に設置する検証主任者は、検証機関の役員であること又は無期若しくは1年以上の有期の雇用契約を締結していることが必要である。

営業所における検証主任者として埼玉県に登録されるためには、当該検証主任者に対して検証主任者登録証が発行されたのち、検証機関として申請（登録検証機関登録事項変更届の提出）を行う必要がある。

(3) 業務文書の整備

検証機関は、次の業務文書の作成及び運用をしていることが必要である。

ア 検証業務規程

検証機関の業務について定めた基本的な業務文書であり、次の事項のほか、2で定める検証主任者等の業務遂行上の遵守事項について定めたもの。

- ・ 検証業務の実施及び管理の方法に関する事項
- ・ 検証業務の対象となる事業所等の場所に関する事項
- ・ 検証業務の料金に関する事項
- ・ 検証業務を実施する者並びに検証業務の管理及び精度の確保を行う者の選任、解任及び配置に関する事項
- ・ 検証業務に関する秘密の保持に関する事項
- ・ 検証業務に関する書類等の保存に関する事項
- ・ 財務諸表等の備置き及び財務諸表等の閲覧等の請求の受付に関する事項

なお、検証業務規程を作成する際、別の業務文書によりこれら事項（の一部）について既に定められている場合には、当該業務文書を引用すれば、検証業務規程の中で独自に定める必要はない。このときは、当該業務文書を合わせて提出すること。また検証業務規程を改定した場合、改定箇所及び改定内容の説明書を添付の上、検証業務規程届出書を提出すること。

イ 管理・検証精度確保部門の業務文書

検証業務の信頼性を確保するために管理・検証精度確保部門（詳しくは下記（４）参照のこと。）の業務遂行について定めたもの。例えば、次のような文書が該当する。

- ・ 検証機関の組織体制に関する規程
- ・ 検証主任者等の管理に関する規程
- ・ 文書・記録類の管理に関する規程
- ・ 内部監査の実施に関する規程
- ・ 異議申立てへの対応に関する規程
- ・ 情報管理に関する規程
- ・ 独立性に関する規程（利害相反の回避に係る規程）

※なお、業務文書を改定した場合、改定箇所及び改定内容の説明書を提出すること（その際、検証業務規程届出書は不要）。

(4) 検証業務部門、管理・検証精度確保部門の設置

検証機関は、検証業務の信頼性を確保するため、検証業務を実施する部門（検証業務部門）及び検証業務の適切な遂行を管理し、検証精度を一定以上に確保するための部門（管理・検証精度確保部門）を設置している必要がある。なお、ここで言う「部門」とは、必ずしも業務・職掌に応じた組織区分に限定せず、双方の業務担当が分離されていれば非常設の委員会組織などでも良い。

管理・検証精度確保部門は、次の業務を実施しなければならない。

- ・ 検証精度を確保するための組織体制の構築、維持及び運営
- ・ 業務文書に則って検証業務が行われているかのチェック（内部業務監査の実施及び報告）
- ・ 検証主任者等の知識の習得並びに力量の維持及び開発のための措置（定例会議、事例研究会の開催等）

このほか、管理・検証精度確保部門の主たる業務は、例えば、次に挙げるとおりである。

- ・ 事業者と検証機関及び検証主任者等との利害関係の確認
- ・ 事業者等からの苦情、異議申立てへの対応

- ・ 業務文書の管理（必要に応じた改訂を含む。）
- ・ 帳簿等の保管（検証業務の記録及び検証報告書等の保管）
- ・ 検証機関登録申請書の管理並びに検証主任者等の登録及び契約の管理

【参照条文】要綱

（検証主任者の設置等）

第9条 登録検証機関は、第3条第1項第3号の営業所ごとに、検証業務を行う能力を有する者として登録区分ごとに別表第4に定めるもののうちから1名以上の検証主任者を置き、次項に定める業務を行わせるものとする。

2 前項の検証主任者は、次に掲げる業務を総括するものとする。

- 一 検証業務がこの要綱に違反して行われていないことの確認に関すること。
- 二 検証業務の実施の計画の立案に関すること。
- 三 検証業務の実施により得られた証拠に基づく結論の決定に関すること。
- 四 前3号に掲げるもののほか、検証業務の適正な実施の確保に関すること。

3 登録検証機関は、検証業務の信頼性の確保のため、次に掲げる措置をとるものとする。

- 一 検証業務の管理及び精度の確保に関する文書を作成すること。
- 二 前号の文書に記載されたところに従い、検証業務の管理及び精度の確保を行う部門を検証業務を行う部門と別に置くこと。

（検証業務規程）

第12条 登録検証機関は、検証業務に関する規程（以下「検証業務規程」という。）を定め、検証業務の開始前の別表第7に定める期日までに、様式第11号により知事に届け出るものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 検証業務規程には、検証業務の実施方法、検証業務に関する料金その他の別表第8に定める事項を定めるものとする。

(5) 帳簿等の備付け等

検証機関は、営業所ごとに、実施した検証案件のリストを帳簿（パソコン等を利用した電磁的記録によるものを含む。）として備え、各検証案件につき次の事項を記載するとともに、保存することが必要である。

- ・ 検証業務を行った年月日
- ・ 検証業務の対象とした事業者等の名称及び所在地
- ・ 検証業務を行った検証主任者の氏名
- ・ 検証業務の登録区分

また、検証機関は、各検証ガイドラインに定められた書類（検証業務に関する契約書、検証結果報告書及びこれらに関連する資料等）を保存することが必要である。

検証機関は各検証案件につき、検証先事業所の事業者等へ検証結果報告書を送付する日までに、帳簿への記載及び資料の整理を行い、営業所ごとに帳簿に記載の日から 7 年間当該帳簿及び資料を保存することとする。

【参照条文】 要綱

（帳簿の備付け等）

第 13 条 登録検証機関は、第 3 条第 1 項第 3 号の営業所ごとに帳簿を備え、その業務に関し別表第 9 に定める事項を記載し、同表に定める当該帳簿及び検証業務に係る資料を保存するものとする。

(6) 財務諸表等の備置き及び開示等

検証機関は、毎事業年度経過後 3 か月以内に、その事業年度の

- ・ 財産目録
- ・ 貸借対照表
- ・ 損益計算書又は収支計算書
- ・ 事業報告書

を作成し、いずれかの事業所（本社を含む。）又は営業所に 5 年間備え置くことが必要である。

なお、大規模事業所の事業者その他関係者が請求する場合には、これらを開示すること。

2 業務遂行上の遵守事項

検証機関は、埼玉県が別途定める検証ガイドライン等に基づき検証業務を実施するほか、次に示す全ての事項を遵守することが必要である。

(1) 利害相反の回避

検証機関は、検証業務を実質的に支配している者その他の著しい利害関係を有する事業者が設置している事業所について、検証業務を行ってはならない。その著しい利害関係を有する事業者は、要綱別表第 6 に基づき、次に掲げる者とする。

- ・ その検証機関自身
- ・ 検証機関の親株式会社
- ・ 検証機関の株主（議決権保有割合で 3 % 以上の場合に限る。）又は出資者（出資金が全体の 3 % 以上の場合に限る。）である事業者

- ・ その役員又は使用人（検証業務を実施する過去2年以内に役員又は使用人であった者を含む。次の2つの規定において同じ。）が検証機関の役員の50%超を占めている事業者
- ・ その役員又は使用人が検証機関の代表権を有する役員である事業者
- ・ 検証機関が自然人である場合において、その者自身が役員又は使用人である事業者
- ・ 検証機関の代表者が事業者の株主（議決権保有割合で3%以上の場合に限る。）又は出資者（出資金が全体で3%以上の場合に限る。）である事業者
- ・ 検証機関が、事業者と金銭消費貸借契約を締結している事業者
- ・ 検証機関が、事業者から無償又は通常の取引価格より低い対価による事務所又は資金の提供を受けている事業者
- ・ 検証機関又は検証機関の会社法（平成17年法律第86号）に定める親会社若しくは子会社が、事業者に対する次の業務を実施している、又は検証業務を実施する過去3年以内に次の業務を実施した事業者
 - ✓ エネルギーの販売
 - ✓ エネルギー利用に関する管理
 - ✓ エネルギー利用に関するコンサルティング
 - ✓ 排出量取引
 - ✓ 排出量取引の仲介
 - ✓ 排出量取引に関するコンサルティング
 - ✓ その他温室効果ガスの削減に関するコンサルティング
 - ✓ エネルギー使用量の削減に関する設備の改修、設置に関する設計、工事、資金の提供又は資金調達に関する助言
 - ✓ その他温室効果ガスの削減に関する設備の改修、設置に関する設計、工事、資金の提供又は資金調達に関する助言

また、検証機関は、検証主任者等に次に該当する事業者が設置している事業所に対する検証業務（当該検証報告書に関する全ての意見表明を含む）を担当させてはならない。

- ・ 検証主任者等が、事業者の役員若しくは使用人である、又は検証業務を実施する過去1年以内に役員若しくは使用人であった事業者
- ・ 検証主任者等が役員である、又は検証業務を実施する過去1年以内に役員であった事業者の関係会社
- ・ 検証主任者等がその事業者の親会社又は子会社の使用人である事業者
- ・ 検証主任者等が、株主（議決権保有割合で3%以上の場合に限る。）又は出資者（出資金が全体の3%以上の場合に限る。）である事業者（相続又は遺贈により事業者の株式又は出資を取得後1年を経過しない場合を除く。）
- ・ 検証主任者等が金銭消費貸借契約を締結している事業者（相続若しくは遺贈により事業

者の債権若しくは債務を取得後 1 年を経過しない場合又は債権若しくは債務の額が 100 万円未満である場合を除く。)

検証機関は、これらの利害相反を回避するために必要な措置を業務文書に定め、運用しなければならない。

【参照条文】 要綱

(検証業務の実施等)

第 10 条 登録検証機関は、検証業務を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、検証業務を行うものとする。

2 登録検証機関は、公正に、かつ、別表第 5 に定める方法により検証業務を行うものとする。

3 登録検証機関は、検証業務を実質的に支配している者その他の当該登録検証機関と著しい利害関係を有する事業者として別表第 6 に定める者が設置している事業所について、検証業務を行ってはならない。

(2) 秘密保持

検証機関及び検証主任者等は、検証業務を通じて知り得た検証対象事業所や組織の秘密を外部に漏洩してはならない。この秘密保持義務は、検証主任者等が当該検証機関を退職した後又は当該検証機関との契約が終了した後も引き続き適用される。

検証機関は、上記の秘密保持のために必要な措置を検証業務規程等に定め、運用しなければならない。

【参照条文】 要綱

(検証機関の秘密保持義務)

第 11 条 登録検証機関の役員若しくはその職員又はこれらの職にあった者は、検証業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(3) 検証主任者等による検証業務の遂行

検証機関は、全ての検証業務案件に対し、1(2)に基づき当該登録区分について営業所に設置され、検証業務部門に所属する検証主任者を必ず充てなければならない。

検証機関は、登録区分ごとに埼玉県によって登録されている検証主任者若しくは講習会を修了した検証担当者で、検証業務部門に配属されている者、又は当該検証機関と検証業務の実施に関する契約（以下「外部検証人契約」という。）を締結している者（以下「契約検証人」という。）以外の者に、当該登録区分に関する検証業務を行わせてはならない。例

例えば、「目標設定ガス・基準量」のみの検証業務が可能な検証主任者等又は契約検証人を「電気等環境価値保有量」に関する検証業務に従事させることはできない。

なお、検証業務を実施する検証主任者等に対し技術的・専門的な助言を与える目的で、検証機関が雇用する、又は外部から選任する技術専門家を検証業務に帯同させることについては、特に妨げられない。

(4) 外部検証人契約に関する留意事項

外部検証人契約に当たっての留意事項を次に示す。

- ・ 検証機関が、全面的に責任を負うこと。
- ・ 検証機関は、手順及び方針を示すこと。契約検証人は、これに従うこと。
- ・ 外部検証人契約は、書面により取り交わすこと。
- ・ 契約検証人は、検証担当者の要件を満たしていること。

(5) 外部委託の禁止

検証機関は、他の組織及び個人に検証業務の一部又は全部を委託すること（以下「外部委託」という。）をしてはならない。

なお、外部検証人契約は、本制度における外部委託ではない。

(6) 遵守事項の周知

検証機関は、(1)～(5)に示す遵守事項を検証主任者等に周知するとともに、業務文書の運用を通じて、(1)～(5)を確実に実施すること。

検証機関は、契約検証人と検証業務に関する外部検証人契約を締結する際、検証機関が(1)～(5)に示す事項を遵守するために、契約検証人に求めるべき事項を契約に盛り込むこと。

3 登録検証機関の登録通知及び拒否

(1) 登録検証機関の登録

申請に不備がない場合は、登録検証機関登録通知書が送付されるとともに、検証機関登録簿に記載される。

(2) 検証機関の登録の拒否

「第2部第2章 検証機関の登録要件と登録有効期間」で示す要件に適合していないときは、登録が拒否され、埼玉県から、理由を付した検証機関登録拒否通知書が送付される。

4 登録の有効期間

検証機関の登録の有効期間は、登録区分ごとに、埼玉県による登録の日から3年であり、有効期間満了後も当該登録区分について検証業務の受任又は実施をする場合には、有効期間の満了の日前30日までに更新の登録申請を行い、改めて埼玉県の登録を受ける必要がある。

【参照条文】要綱

(検証機関の登録更新)

第3条

- 3 前条第3項の規定による更新の登録に係る申請書の提出は、同条第2項の有効期間の満了の日前30日までに行うものとする。

なお、更新の登録申請がなされてから有効期間満了の日までにその申請に対する登録又は登録の拒否の決定がなされないときは、その決定が通知されるまでの間は有効期間の満了後も従前の登録が有効である。ただし、この場合において更新の登録がなされた場合の有効期間は、従前の登録における有効期間満了日の翌日から起算される。

第3章 検証主任者の登録要件

検証主任者は、各登録区分について埼玉県の登録を受けるためには、本章に記載される要件（業務経験及び講習会の修了）を全て満たしていなければならない。これらは、検証主任者が新規登録又は更新登録を申請する際にチェックされる項目であるとともに、登録後についても、これらの要件を満たさない場合には、登録の取消の事由となる。

なお、これらの要件は将来的に変更、追加される可能性があるため留意されたい。

1 業務経験

検証主任者は、各登録区分に応じて下表に示す業務経験を有していること（検証担当者は不要）。なお、検証主任者として一度登録された者の登録の更新又は再登録に当たっては、更新講習会を受講して従前の登録を継続する場合にあっては更新、新規講習会を再度修了し、その修了をもとに申請を行う場合にあっては新規登録の要件が適用される。

表 1

登録区分	新規登録	更新登録
目標設定ガス・基準量	登録を申請した日から過去 3 年(※1)以内において、次の業務について担当した案件の合計が 10 件以上であること。 ・ 本制度における同登録区分での検証業務 ・ 東京都制度における特定ガス・基準量登録区分での検証業務 ・ 省エネルギー診断業務 ・ ISO14001 規格に基づく第三者審査業務 ・ ISO50001 規格に基づく第三者審査業務 ・ 京都議定書に基づく CDM/JI 制度の DOE における、有効化審査業務若しくは検証業務 ・ J-クレジット制度における検証業務 ・ 工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業（以下「SHIFT 事業」という。）における検証業務 ・ GX リーグにおける排出量取引制度（以下「GX-ETS」という。）での合理的保証水準の検証業務	登録を申請した日から過去 3 年(※1)以内において、次の業務について担当した案件の合計が 10 件以上であること。 ・ 本制度における同登録区分での検証業務 ・ 東京都制度における特定ガス・基準量登録区分での検証業務
県内外削減量	登録を申請した日から過去 3 年(※1)以内において、次の業務について担当した案件の合計が 10 件以上であること。 ・ 本制度における同登録区分での検証業務 ・ 本制度における目標設定ガス・基準量の登録区分での検証の業務 ・ 東京都制度における都内外削減量登録区分での検証業務 ・ 省エネルギー診断業務	登録を申請した日から過去 3 年(※1)以内において、次の業務について担当した案件の合計が 10 件以上であること。 ・ 本制度における同登録区分での検証業務

	・ ISO14001 規格に基づく第三者審査業務 ・ ISO50001 規格に基づく第三者審査業務 ・ 京都議定書に基づく CDM/JI 制度の DOE における、有効化審査業務又は検証業務 ・ J-クレジット制度又は SHIFT 事業における検証業務 ・ GX-ETS での合理的保証水準の検証業務又は、次の業務について、合計で1年以上従事していること。 ・ 省エネルギー・CO₂削減に関する診断、コンサルティング又はコミショニングの業務、若しくは、これに類する業務	・ 本制度における目標設定ガス・基準量の登録区分での検証業務 ・ 東京都制度における都内外削減量登録区分での検証業務 ・ 東京都制度における特定ガス・基準量の登録区分での検証業務
その他ガス削減量	登録を申請した日から過去3年(※1)以内において、次の業務について担当した案件の合計が3件以上であること。 ・ 本制度における同登録区分での検証業務 ・ 東京都制度におけるその他ガス削減量登録区分での検証業務 ・ ISO14001 規格に基づく第三者審査業務 ・ ISO50001 規格に基づく第三者審査業務 ・ 京都議定書に基づく CDM/JI 制度の DOE における、有効化審査業務又は検証業務(エネルギー起源CO₂以外のガスの削減に係るプロジェクトに対する業務に限る。)	登録を申請した日から過去3年(※1)以内において、次の業務について担当した案件の合計が3件以上であること。 ・ 本制度における同登録区分での検証業務 ・ 東京都制度におけるその他ガス削減量登録区分での検証業務
電気等環境価値保有量	登録を申請した日から過去3年(※1)以内において、次の業務について担当した案件の合計が10件以上であること。 ・ 本制度における同登録区分での検証業務 ・ 本制度における目標設定ガス・基準量の登録区分での検証の業務 ・ 東京都制度における電気等環境価値保有量登録区分での検証業務 ・ グリーン電力証書制度における認証業務 ・ 京都議定書に基づく CDM/JI 制度の DOE における、有効化審査業務又は検証業務(再生可能エネルギーの利用を含むプロジェクトに対する業務に限る。) ・ J-クレジット制度又は SHIFT 事業における検証業務(再生可能エネルギーの利用を含むプロジェクトに対する業務に限る。)	登録を申請した日から過去3年(※1)以内において、次の業務について担当した案件の合計が10件以上であること。 ・ 本制度における同登録区分での検証業務 ・ 東京都制度における電気等環境価値保有量登録区分での検証業務 ・ 本制度における目標設定ガス・基準量の登録区分での検証業務 ・ 東京都制度における特定ガス・基準量の登録区分での検証業務

		本制度又は東京都制度における優良事業所基準への適合の登録区分での検証業務
優良事業所基準への適合	エネルギー管理士、設備設計一級建築士、建築設備士又は、技術士（電気電子、機械、衛生工学、総合技術監理（電気電子、機械、衛生工学））のうち、いずれかの資格を有すること。合わせて、次の業務についていずれかに従事していること。 - 本制度又は東京都制度における優良事業所基準への適合の検証業務に3年以上従事（※2）していること。 - 原油換算エネルギー使用量が1,500[kL]以上の事業所に対する省エネルギー・CO₂削減に関するコミッシングの業務に3年以上従事（※2）していること。 - 省エネルギー・CO₂削減に関する診断、コンサルティング又はコミッシングの業務に3年以上従事していること。	登録を申請した日から過去5年（※1）以内において、次の業務について担当した案件の合計が1件以上であること。 本制度又は東京都制度における同登録区分での検証業務

※1 要領第16条第2項の規定により有効期間が変更された場合にあっては、産前産後休暇、出生時育児休業若しくは育児休業（以下「産休・育休等による休業」という。）又は介護休業の期間を除いた3年間又は5年間。詳細は、「第2部 第3章3 登録の有効期間」を参照のこと。

※2 登録を申請した日から過去3年（※1）以内において、担当した案件の合計が3件以上であれば3年以上従事したとみなす。

業務経験の件数についての考え方は、次のとおりである。

【同一年度同一事業所での業務でも各1件とみなせるもの】

- ・ IS014001：登録審査、定期審査又は更新審査を行ったごとに各1件とみなす。
- ・ 国連 CDM：有効化審査又は検証・認証を行ったごとに各1件とみなす。
- ・ JI：妥当性検証又は排出削減量検証を行ったごとに各1件とみなす。
- ・ 設備認定又は電力量認証を行ったごとに各1件とみなす。
- ・ モニタリング計画の有効化検証又は基準排出量（削減量）を行ったごとに各1件とみなす。

【同一年度同一事業所での業務は1件のみ認めるもの】

- ・ J-クレジット制度
- ・ S H I F T 事業
- ・ 省エネルギー診断の業務経験

- ・その他ガス削減量の基準排出量検証と初年度の削減量検証
- ・G X - E T S での合理的保証水準の検証業務

※省エネルギー診断とは、次のものを指す。

エネルギーの使用の合理化に係る診断の具体的項目に応じて、他の者の空気調和設備、照明設備、熱源設備、受変電設備、制御設備、給排水衛生設備等の稼働状況及びエネルギー使用量について次に掲げる調査及び分析を行い、これらの結果に基づき、更なるエネルギーの使用の合理化を図るために設備又は機器の導入、改修及び運用改善についての提案を行うこと。

ア 過去3年間のエネルギー消費実績、光熱水費実績並びに設備の保有及び稼働状況の調査

イ 設備及び機器ごとのエネルギー消費量の実績の調査又は推計

ウ エネルギー消費量に関する基準となる量の推定

エ 設備及び機器の導入、改修及び運用改善に伴うエネルギーの使用の合理化の量の推計

オ 設備及び機器の導入、改修及び運用改善に伴う必要投資額の推定

※コミッショニングの業務とは、次のものを指す。

建物やその設備を環境・エネルギー並びに使い易さの観点から使用者の求める対象システムの要求性能を取りまとめ、設計・施工・受渡しの過程を通して、その性能実現のための設計者や施工者などに対する助言・査閲・確認を文書化して行い、機能性能試験を実施して、工事発注者や使用者、建物管理者に受け渡されるシステムの適正な運転保守が可能な状態であることを検証すること。

また、運用段階でも設備の運転状況やエネルギーの使用状況を確認し、最適な設定と運転方法に対する助言を行うことも含まれる。ここでは、建設当初にはコミッショニングされていない既設の建物の性能を検証し、建物所有者に最適な運用方法や改善方法を提言するレトロ・コミッショニング（復性能検証）も含まれる。

※本制度における運用管理基準の検証は業務経験に算定しない。

2 講習の修了

検証主任者等は、当該登録区分に対応した検証業務を行うため、当該登録区分について埼玉県が実施する検証主任者等講習会を受講し、修了していること。講習会の科目など実施に関する詳細は、要領において定められている。

検証主任者等は、講習会（登録区分ごとに新たに登録を受けようとする者を対象とした新規講習会又は更新の登録を受けようとする者を対象とした更新講習会）を受講し、修了すると埼玉県から講習会修了証（以下「修了証」という。）が交付される。

【参照条文】要領

(講習会の修了の認定)

第7条 新規講習会にあっては次のいずれの基準も満たす者を、更新講習会にあっては次の一の基準を満たす者を、講習会を修了した者とする。

一 講習会の出席

原則として講習を全て受講すること

二 修了試験の合格

登録区分ごとに出題された問題数に対して80%以上の問題を正解すること

この修了証は、検証担当者においては要綱別表第5第2項で規定する講習会を修了したことを証明し、検証業務に従事するための資格となる。更新登録を申請する検証主任者においては、要綱別表第5第2項で規定する講習会を修了したことを証明するものである。

なお、更新講習会を受講できる者は、講習会の修了証が有効期間内にある検証主任者のうち、表1の更新の欄に掲げる指定業務の経験に係る要件を満たす者とする。

また、東京都の検証主任者等講習会の修了者で、埼玉県講習会を修了していない者を対象として、埼玉県目標設定型排出量取引制度に関する講習会（以下「特別講習会」という。）を実施する。東京都の検証主任者等講習会の修了者で特別講習会を受講した者は、修了証を交付されたものとみなされる。また、特別講習会を受講すると埼玉県から特別講習会受講証（以下「受講証」という。）が交付される。

3 登録の有効期間

(1) 修了証・受講証の有効期間

修了証・受講証（以下「修了証等」という。）の有効期間は、交付の日から3年間である。ただし、産休・育休等による休業又は介護休業を取得した場合であって、その取得者から申請があったときは、有効期間を変更することができる。申請は、職場復帰後速やかに行うものとする。産休・育休等による休業期間又は介護休業期間は所定の様式（要領様式第3号）を用いて雇用主等から証明を受ける必要がある。

有効期間を変更したときは、知事は変更後の有効期間を記載した修了証を交付し、または、温暖化対策課長は受講証の変更後の有効期間を通知する。

【参照条文】要領

(修了証の有効期間)

第10条 修了証の有効期間は、交付の日から3年間とする。

2 講習会を修了した者が産前産後休暇、出生時育児休業若しくは育児休業（以下「産休・育休等による休業」という。）又は介護休業を取得した場合であって、当該者から様式第2号に、様式第3号を添えて修了証の有効期間の変更を希望する旨の申請があったとき

は、前項の規定にかかわらず、修了証の有効期間を次の各号に掲げる職場復帰の時期に応じて、当該各号に掲げる期間に変更することができるものとする。

- 一 有効期間の終了日（以下「有効期日」という。）を過ぎて職場復帰した場合
産休・育休等による休業開始日又は介護休業開始日から有効期日までの休業期間の長さと、有効期日から職場復帰した日までの長さを、変更前の有効期間に加えた期間
- 二 有効期間内に職場復帰した場合

産休・育休等による休業開始日又は介護休業開始日から職場復帰した日までの期間の長さを、変更前の有効期間に加えた期間

- 3 産休・育休等による休業の場合であって、変更された有効期日が同一子の分割した出生時育児休業又は育児休業中の場合は、再申請することにより、当該休業期間と有効期間が重複した期間を加えた期間を延長できる。また、介護休業の場合であって、変更された有効期日が同年度に分割した介護休業中の場合は、再申請することにより、当該休業期間と有効期間が重複した期間を加えた期間を延長できる。

- 4 前項における延長は、最初の有効期日から3年後の前日までの期間内で認める。

- 5 知事は、第2項の申請があった場合において有効期間を変更したときは、変更後の有効期間を記載した修了証を交付する。

（東京都講習会修了者に関する特例）

第21条

- 4 特別講習会を受講した者が産休・育休等による休業又は介護休業を取得した場合であって、当該者から様式第12号に、様式第3号を添えて受講証の有効期間の変更を希望する旨の申請があったときは、前項の規定にかかわらず、受講証の有効期間を次の各号に掲げる職場復帰の時期に応じて、当該各号に掲げる期間に変更することができるものとする。

- 一 有効期日を過ぎて職場復帰した場合
産休・育休等による休業開始日又は介護休業開始日から有効期日までの休業期間の長さと、有効期日から職場復帰した日までの長さを、変更前の有効期間に加えた期間
- 二 有効期間内に職場復帰した場合

産休・育休等による休業開始日又は介護休業開始日から職場復帰した日までの期間の長さを、変更前の有効期間に加えた期間

- 5 産休・育休等による休業の場合であって、変更された有効期日が同一子の分割した出生時育児休業又は育児休業中の場合は、再申請することにより、当該休業期間と有効期間が重複した期間を加えた期間を延長できる。また、介護休業の場合であって、変更された有効期日が同年度に分割した介護休業中の場合は、再申請することにより、当該休業期間と有効期間が重複した期間を加えた期間を延長できる。

- 6 前項における延長は、最初の有効期日から3年後の前日までを認める。

- 7 課長は、第4項の申請があった場合において有効期間を変更したときは、申請者に対

して様式第 13 号により変更後の有効期間を通知するものとする。

- 9 特別講習会を受講した東京都講習会修了者は、受講証及び別表第 3 左欄に掲げる各東京都登録区分の東京都要綱第 10 条に規定する修了証（以下「東京都修了証」という。）の有効期間内に限り、同表右欄に掲げる埼玉県登録区分の講習会を終了した者とみなす。

(2) 検証主任者登録の有効期間

検証主任者の登録の有効期間は、修了証の有効期間の終了日（以下「有効期日」という。）までである。ただし、更新の登録の申請があった場合において、申請者の責によらず、又は、有効期日前から 1 月前までにその登録区分の更新講習会が実施されていないために、登録の有効期日までに当該更新の登録又は登録の拒否の手続が完了していないときは、従前の登録は、当該手続が完了する日まで有効とする。

また、産休・育休等による休業又は介護休業を取得した場合であって、その取得者から申請があったときは、修了証の有効期日と同様に変更することができる。申請は、職場復帰後速やかに行うものとする。産休・育休等による休業期間又は介護休業期間は所定の様式（要領様式第 3 号）を用いて雇用主等から証明してもらうこと。知事は、有効期間を変更したときは、変更後の有効期間を記載した登録証を交付する。

【参照条文】要領

（登録の有効期間）

第 16 条

- 2 検証主任者の登録を受けた者が産休・育休等による休業又は介護休業を取得した場合であって、当該者から様式第 8 号に、様式第 3 号を添えて登録の有効期間の変更を希望する旨の申請があったときは、前項の規定にかかわらず、登録の有効期間を次の各号に掲げる職場復帰の時期に応じて、当該各号に掲げる期間に変更することができるものとする。

一 有効期日を過ぎて職場復帰した場合

産休・育休等による休業開始日又は介護休業開始日から有効期日までの休業期間の長さ、有効期日から職場復帰した日までの長さを、変更前の有効期間に加えた期間

二 有効期間内に職場復帰した場合

産休・育休等による休業開始日又は介護休業開始日から職場復帰した日までの期間の長さ、を変更前の有効期間に加えた期間

- 3 産休・育休等による休業の場合であって、変更された有効期日が同一子の分割した出生時育児休業又は育児休業中の場合は、再申請することにより、当該休業期間と有効期間が重複した期間を加えた期間を延長できる。また、介護休業の場合であって、変更された有効期日が同年度に分割した介護休業中の場合は、再申請することにより、当該休業期間と有効期間が重複した期間を加えた期間を延長できる。

4 前項における延長は、最初の有効期日から3年後の前日までを認める。

(東京都講習会修了者に関する特例)

第21条

11 前項の規定により申請を行った者を、第13条第1項に規定する登録をした場合の登録の有効期間は、東京都修了証の有効期日までとする。

＜産休・育休による休業又は介護休業の取得と有効期間の変更例＞

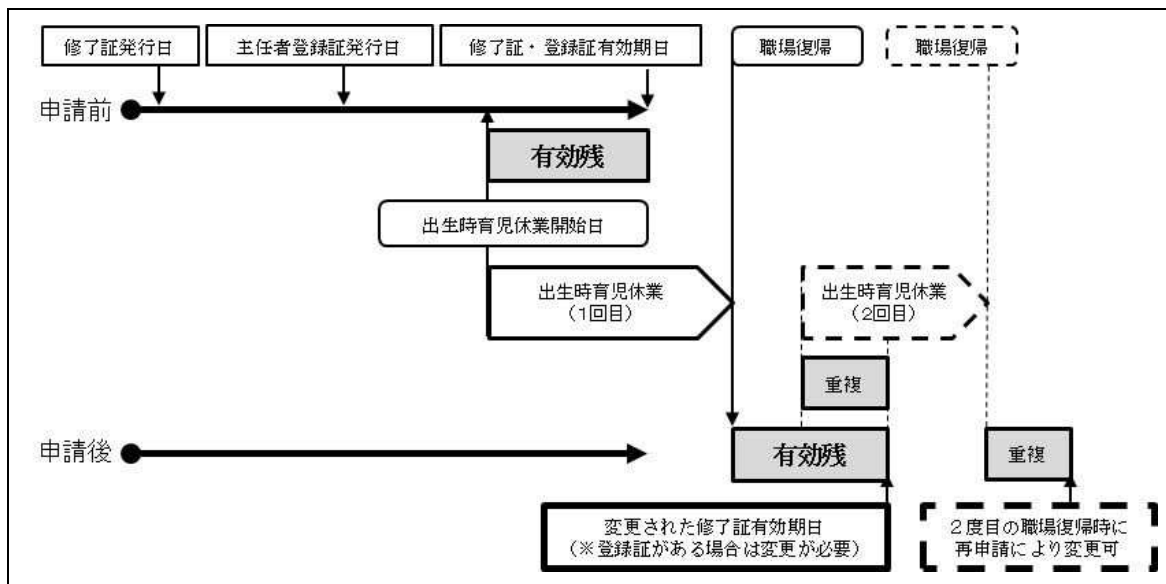


図1 有効期間を過ぎて職場復帰の場合（出生時育児休業を分割取得した場合）

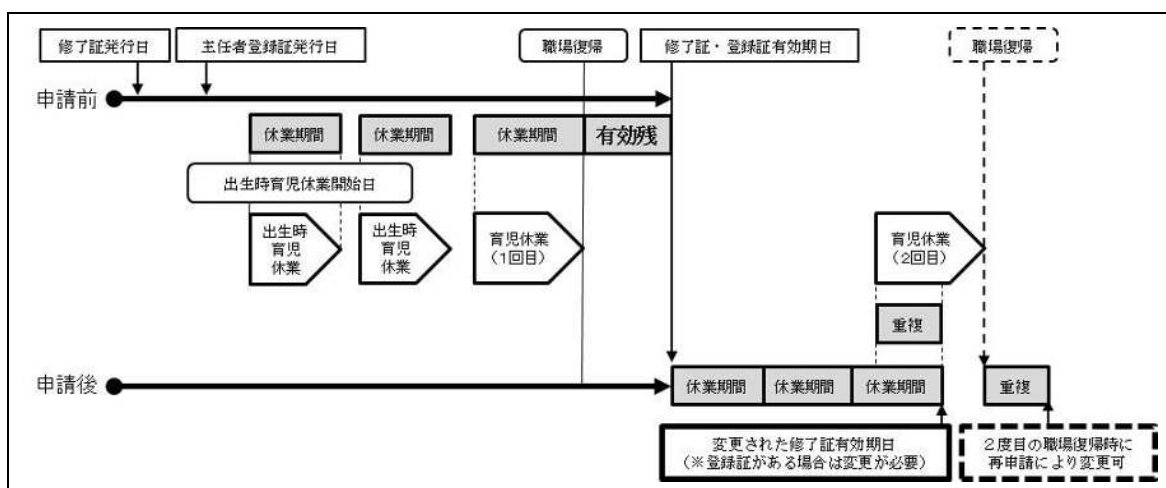


図2 有効期間内に職場復帰の場合（分割取得した場合）

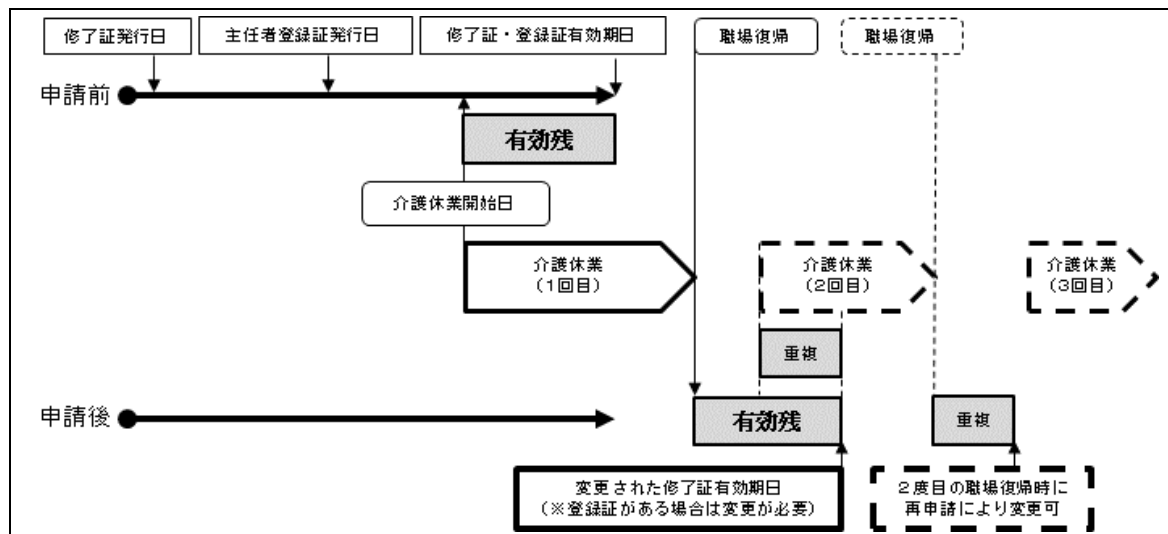


図3 有効期日を過ぎて職場復帰の場合（介護休業の場合）

4 欠格事項

次の欠格事項に該当する者は、検証主任者の登録を受けることができない。

- ・ 検証機関が要綱第15条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その措置のあった日前30日以内にその登録検証機関の役員であった者でその措置のあった日から2年を経過しないもの
- ・ 埼玉県が検証主任者の登録を取り消し、その措置があった日から2年を経過しない者

5 検証主任者の登録及び拒否

(1) 検証主任者の登録及び登録証交付

下記（2）に示す要件に適合しない場合は検証主任者登録簿に記載され、埼玉県から検証主任者登録証が交付される。この登録証は、検証主任者一人に対して1枚交付され、登録区分ごとに1枚ずつは交付されない。

(2) 検証主任者登録の拒否

「第2部第3章 4欠格事項」に示す拒否要件に該当する場合又は書類に不備がある場合は、登録が拒否される。

【参照条文】要領

（登録）

第13条 知事は、前条の規定による申請を受けたときは、当該申請を行った者（以下「申請者」という。）のうち、別表第1各項に規定する業務経験があり、かつ要綱別表第4各項に規定する講習会を修了した者（以下「登録有資格者」という。）を、検証主任者登録簿に第15条に規定する事項を記載して、登録する。

2 知事は、前項の規定による登録をしたときは、申請者に様式第5号による登録証を交付する。

(登録の拒否)

第14条 知事は、申請者が登録有資格者でない場合、申請者に対して様式第6号に理由を付して、通知するものとする。

第3部 登録申請の手続

ここでは、検証機関及び検証主任者が埼玉県の登録を受けるための申請手続について記載する。

第1章 検証機関の登録申請手続

1 新規登録申請・更新登録申請

(1) 申請書類

登録申請に必要な様式及び提出物は下表のとおりである。原則電子メールで提出すること。ただし、控えの返送を希望する場合は、加えて、必要な様式の書面1部及び返送用封筒を提出すること。なお、「検証機関登録申請書」、「検証機関登録申請者誓約書」、「検証機関登録申請者役員略歴書」及び「検証機関概要書」（別記様式）は埼玉県が定める様式を用いること。また、登録区分の追加については、新規の登録申請の手続に従う。

なお、いずれの提出書類も提出者自らが作成するものについては原則押印不要であるが、提出の真意や内容の真正性等の確認の観点から、埼玉県から問合せ又は追加書類提出の依頼等を行う場合がある。

様式及び提出物	留意事項
「検証機関登録申請書」※ ¹	
「検証機関登録申請者誓約書」	
「検証機関登録申請者役員略歴書」※ ³	
「検証機関概要書」	
営業所の案内図※ ³	
登記事項証明書※ ⁴	<u>登録申請書に法人番号を記載した場合は添付不要。</u> <u>添付する場合は写しで可。</u> （会社の登記簿（履歴事項全部証明書） <u>を</u> 申請日より6月以内に発行されたもの）
検証主任者が検証機関の役員か、無期若しくは1年以上の有期の雇用契約を締結する従業員であることを証する書類※ ³	第2部第2章1(1)に基づき各部門に1名以上設置する検証主任者に限る。 雇用契約書の写し（雇用契約の場合）など
検証業務規程※ ² ※ ³	規程内容につき他の業務文書を引用している場合は、当該文書も併せて提出すること。※使用言語は日本語であること。

管理・検証精度確保部門の業務文書※³	・ 検証機関の組織体制に関する規程 ・ 検証主任者等の管理に関する規程 ・ 文書・記録類の管理に関する規程 ・ 内部監査の実施に関する規程 ・ 異議申立てへの対応に関する規程 ・ 情報管理に関する規定 ・ 独立性に関する規程 ・ その他必要な文書 内容は、P10 第2部第2章1(2)イを参照
--------------------------------------	--

- ※1 更新登録申請にあつては、登録有効期間の満了の日の30日前までに提出すること。
 なお、更新登録申請の受付は、登録有効期間の満了の日の3か月前から開始する。
 また、同一年度に複数回の登録申請を予定している場合は、有効期間の満了日ごとに申請書類を作成した上で、有効期間の満了日の早いほうに合わせて提出することができる。
- ※2 登録申請時に提出できない場合は、検証業務を開始する2週間前までに提出すること。
- ※3 更新登録申請にあつては、既に埼玉県へ提出しているものと内容に変更がない場合は省略できる。ただし、省略する旨を記載した文書を提出すること。
- ※4 更新登録申請にあつては、内容に変更がなく、申請日を基準に6か月前までに作成されたものを埼玉県へ提出している場合は省略できる。ただし、省略する旨を記載した文書を提出すること。

また、埼玉県は、検証機関登録申請者に対して、検証機関登録申請者の役員が検証業務に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合における、その法定代理人である法人の登記事項証明書の提出又は法人番号の提供を求める場合がある。

【参照条文】要綱

(検証機関の登録の申請)

第3条 前条第1項の規定による登録又は同条第3項の規定による更新の登録を受けようとする者（以下「検証機関登録申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した様式第1号の申請書を知事に提出するものとする。

- 一 法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- 二 登録区分
- 三 検証業務を行う営業所の名称及び所在地
- 四 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）の氏名
- 五 第3号の営業所ごとに置かれる検証主任者（第9条第1項に規定する検証主任者を

いう。)の氏名及び所属する営業所の名称

- 2 前項の申請書には、検証機関登録申請者が第5条第1項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面その他の別表第2に定める書類を添付するものとする。

(2) 申請書類の提出先と受付時期

申請に必要な様式等は、次の提出窓口宛に提出すること。原則電子メールで提出すること。なお、電子メールは1通当たり容量 10MB 以内で送信すること（図表等を添付する場合は内容が読み取れる範囲内でデータの圧縮を推奨する）。ただし、控えの返送を希望する場合は、加えて、必要な様式の書面1部及び返送用封筒を提出すること。

提出先：〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県環境部温暖化対策課 計画制度・排出量取引担当

a3030-18@pref.saitama.lg.jp

申請は通年で受け付けている。

(3) 埼玉県による審査及び登録通知

検証機関は登録申請を行うと、埼玉県により登録の可否について審査される。審査の結果は不備がない場合申請書類の受付後概ね1月以内に埼玉県より電子メールで通知され、検証機関として登録される場合には、登録検証機関登録簿に登録されるとともに、検証機関に対し登録検証機関登録通知書が交付される。

【参照条文】要綱

(検証機関の登録の実施)

第4条 知事は、前条第1項の規定による申請書の提出があったときは、次条第1項の規定により登録を拒否するときを除くほか、遅滞なく、次に掲げる事項を様式第4号の登録検証機関登録簿に記載して、登録するものとする。

- 一 登録年月日、登録番号及び登録区分
- 二 登録を受けた法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- 三 検証業務を行う営業所の名称及び所在地
- 四 検証主任者の氏名及び所属する営業所の名称
- 五 役員の氏名

- 2 知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を様式第5号により検証機関登録申請者に通知するものとする。

2 検証機関の登録事項の変更に伴う届出

登録された検証機関の登録事項について変更しようとする、又は変更した場合には、埼玉県へ届出を提出することが必要である。

なお、変更届の提出先は、登録申請書類の提出先と同様であり、原則電子メールで提出すること。なお、電子メールは1通あたり容量 10MB 以内で送信すること（図表等を添付する場合は内容が読み取れる範囲内でデータの圧縮を推奨する）。ただし、控えの返送を希望する場合は、加えて、必要な様式の書面1部及び返送用封筒を提出すること。

提出書類も提出者自らが作成するものについては原則押印不要であるが、提出の真意や内容の真正性等の確認の観点から、埼玉県から問合せ又は追加書類提出の依頼等を行う場合がある。

検証機関は、次の項目が変更となった場合、「登録検証機関登録事項変更届」を変更のあった日から 30 日以内に埼玉県に届け出るものとする。

①法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

②役員の氏名

③営業所の名称又は所在地

④各営業所に設置される検証主任者

※①及び②の変更のあった日とは、登記された日ではないため、注意すること。

変更する事項	様式及び提出物	留意事項
法人の名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地	- 登録検証機関登録事項変更届 - 登記事項証明書（履歴事項全部証明書で申請日より6月以内に発行されたもの）	<u>変更届に法人番号を記載した場合は添付不要。</u> <u>添付する場合は写しで可。</u>
役員の氏名 (役員の就任又は退任の場合を含む。)	- 登録検証機関登録事項変更届 - 登記事項証明書（履歴事項全部証明書で申請日より6月以内に発行されたもの） - 検証機関登録申請者誓約書 - 検証機関登録申請者役員略歴書	<u>変更届に法人番号を記載した場合は添付不要。</u> <u>添付する場合は写しで可。</u> 役員の就任の場合に限る。 役員の就任の場合に限り、新たに役員となる者のものがあればよい。
営業所の名称又は所在地	- 登録検証機関登録事項変更届 - 営業所の案内図	

各営業所に設置される検証主任者の変更	・ 登録検証機関登録事項変更届	
	・ 検証主任者が検証機関の役員か、無期若しくは1年以上の有期の雇用契約を締結する従業員であることを証する書類	登記事項証明書（変更届に法人番号を記載した場合は添付不要。添付する場合は写しで可、履歴事項全部証明書で申請日より6月以内に発行されたもの）、雇用契約書の写しなど（新たに検証主任者となる者に限る。）
	・ 「検証機関概要書」のうち、その2	

また、埼玉県は、検証機関登録申請者に対して、検証機関登録申請者の役員が検証業務に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合における、その法定代理人である法人の登記事項証明書の提出又は法人番号の提供を求める場合がある。

【参照条文】 要綱

（検証機関の登録事項の変更の届出）

第6条 登録検証機関は、第3条第1項各号に掲げる事項（登録区分を除く。）に変更があったときは、様式第7号に、別表第3に定める書面を添付して、その日から30日以内に、その旨を知事に届け出るものとする。

2 知事は、前項の規定による届出を受理した場合は、当該届出に係る事項が前条第1項第1号又は第4号に該当するときを除き、届出があった事項を登録検証機関登録簿に登録するものとする。

3 全部又は一部（特定の登録区分、営業所等）の休止又は廃止に伴う届出

登録された検証機関が検証業務の全部又は一部（特定の登録区分、営業所等）を休止し、又は廃止する場合、「登録検証機関検証業務廃止等届」を休止又は廃止の日の前までに埼玉県へ届け出るものとする。ただし、届出の有無にかかわらず、検証機関が検証業務の全部を廃止した時点で登録の効力は失われる。なお、届出の提出先については、登録申請書類の提出先と同様である。提出書類は提出者自らが作成するものについては原則押印不要であるが、提出の真意や内容の真正性等の確認の観点から、埼玉県から問合せ又は追加書類提出の依頼等を行う場合がある。

4 廃業等に伴う届出

登録された検証機関が下表のいずれかに該当する場合には、それぞれ下表に定める者が「登録検証機関廃業等届」を該当する日から30日以内に埼玉県に届け出るものとする。

ただし、届出の有無にかかわらず、検証機関が廃業の事由に該当した時点で登録の効力は失われる。なお、届出の提出先については、登録申請書類の提出先と同様である。提出書類は提出者自らが作成するものについては原則押印不要であるが、提出の真意や内容の真正性等の確認の観点から、埼玉県から問合せ又は追加書類提出の依頼等を行う場合がある。

廃業の事由	届出をする者
法人が合併により消滅した場合	法人を代表する役員であった者
法人が解散した場合	破産手続開始の決定により解散した場合：破産管財人 それ以外の理由により解散した場合：清算人

【参照条文】要綱

(検証機関の廃業等の届出)

第7条 登録検証機関が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に定める者は、その日から30日以内に、その旨を様式第8号により、知事に届け出るものとする。

- 一 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であった者
- 二 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人
- 三 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 その清算人

2 登録検証機関は、検証業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、その旨を様式第9号により、知事に届け出るものとする。

3 登録検証機関が第1項各号のいずれかに該当するに至ったとき、又は県内における検証業務の全部を廃止したときは、当該登録検証機関の登録は、その効力を失う。

5 検証業務規程に関する届出

登録された検証機関が下表のいずれかに該当する場合には、下表に定める期日までに、「検証業務規程届出書」を知事に届け出るものとする。なお、届出の提出先については、登録申請書類の提出先と同様である。

検証業務規程を定めた場合	検証業務の開始の日の2週間前
検証業務規程を変更しようとする場合	当該変更後の検証業務規程に基づく検証業務の開始の日の2週間前

【参照条文】要綱

(検証業務規程)

第12条 登録検証機関は、検証業務に関する規程（以下「検証業務規程」という。）を定め、検証業務の開始前の別表第7に定める期日までに、様式第11号により知事に届け出るものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 検証業務規程には、検証業務の実施方法、検証業務に関する料金その他の別表第8に定める事項を定めるものとする。

第2章 検証主任者の登録申請手続

1 新規登録申請・更新登録申請

(1) 申請書類

登録申請に必要な様式及び提出物は下表のとおりである。顔写真及び返送用封筒を除き、原則電子メールで提出すること。ただし、控への返送を希望する場合は、加えて、必要な様式の書面 1 部を提出すること。なお、「検証主任者登録申請書」及び「検証主任者業務経歴」は埼玉県検証主任者登録要領で定める様式を用いること。

いずれの提出書類も提出者自らが作成するものについては原則押印不要であるが、提出の真意や内容の真正性等の確認の観点から、埼玉県から問合せ又は追加書類提出の依頼等を行う場合がある。

様式及び提出物	留意事項
「検証主任者登録申請書」	
顔写真	書面（1部） 過去6か月以内に撮影したもの。 裏面に氏名を記載すること。
「検証主任者業務経歴」	
業務実績を証明する書類	「検証主任者業務経歴」に記載される各案件につき、申請者の経験を証明できる次のもの ・当該案件の契約書等の写し ・当該案件の検証報告書又は業務報告書の写し（当該申請者による担当が判別できる箇所を含むものとする。） ・当該案件を契約した検証機関が発行する、当該申請者が当該案件を担当した旨を証するもの ・更新登録申請の際、有効期日までの実績見込を含んで更新要件を満たす場合においては、見込分について証するもの（契約書などの写し）
実務経験証明書	次の登録区分の新規登録の場合に作成 ・県内外削減量（実務経験を証明する場合） ・優良事業所基準への適合 実務経験を証明する者が作成した証明書
資格（免許証等）の写し	優良事業所基準への適合区分の新規登録の場合、第2部第3章1に定める資格要件に係る免許証の写し
返送用封筒	1部

※東京都を同時に申請する場合は、「検証主任者業務経歴」及び「実務経験証明書」は東京都に提出した電子ファイルと同じものでもよい。

※東京都の登録を受けている区分について新規登録申請を行う場合、「検証主任者業務経歴」、「業務実績を証明する書類」、「実務経験証明書」は東京都の登録申請時に提出した電子ファイルと同じものでもよい。なお、その場合、東京都検証主任者登録証の写し（表面、裏面）を併せて提出すること。

(2) 申請書類の提出先と受付時期

申請に必要な様式等は、次の提出窓口宛に提出すること。顔写真及び返送用封筒を除き、原則電子メールで提出すること。なお、電子メールは1通当たり容量 10MB 以内で送信すること（図表等を添付する場合は内容が読み取れる範囲内でデータの圧縮を推奨する）。ただし、控えの返送を希望する場合は、加えて、必要な様式の書面1部を提出すること。

提出先：〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県環境部温暖化対策課 計画制度・排出量取引担当

a3030-18@pref.saitama.lg.jp

なお、申請に必要な様式及び提出物のうち、新規登録については通年、更新登録については各区分の更新講習会受講前に指定される期日までに提出すること。

(3) 埼玉県による審査及び登録通知

申請に必要な様式等を提出すると、埼玉県が登録の可否を審査する。審査の結果は不備がない場合申請書類の受け付け後概ね1月以内に埼玉県より通知される。検証主任者として登録される場合には、検証主任者登録簿に登録されるとともに、検証主任者に対し検証主任者登録証が交付される。

なお、要件を満たしていない又は提出物の不備などの理由により、登録することができない場合は、検証主任者登録拒否通知書に理由を付して、交付される。

(4) 講習会の受講

ア 新規登録のための講習会（新規講習会）

新規登録のための講習会については、埼玉県のホームページで事前に年間開催予定が公表される。

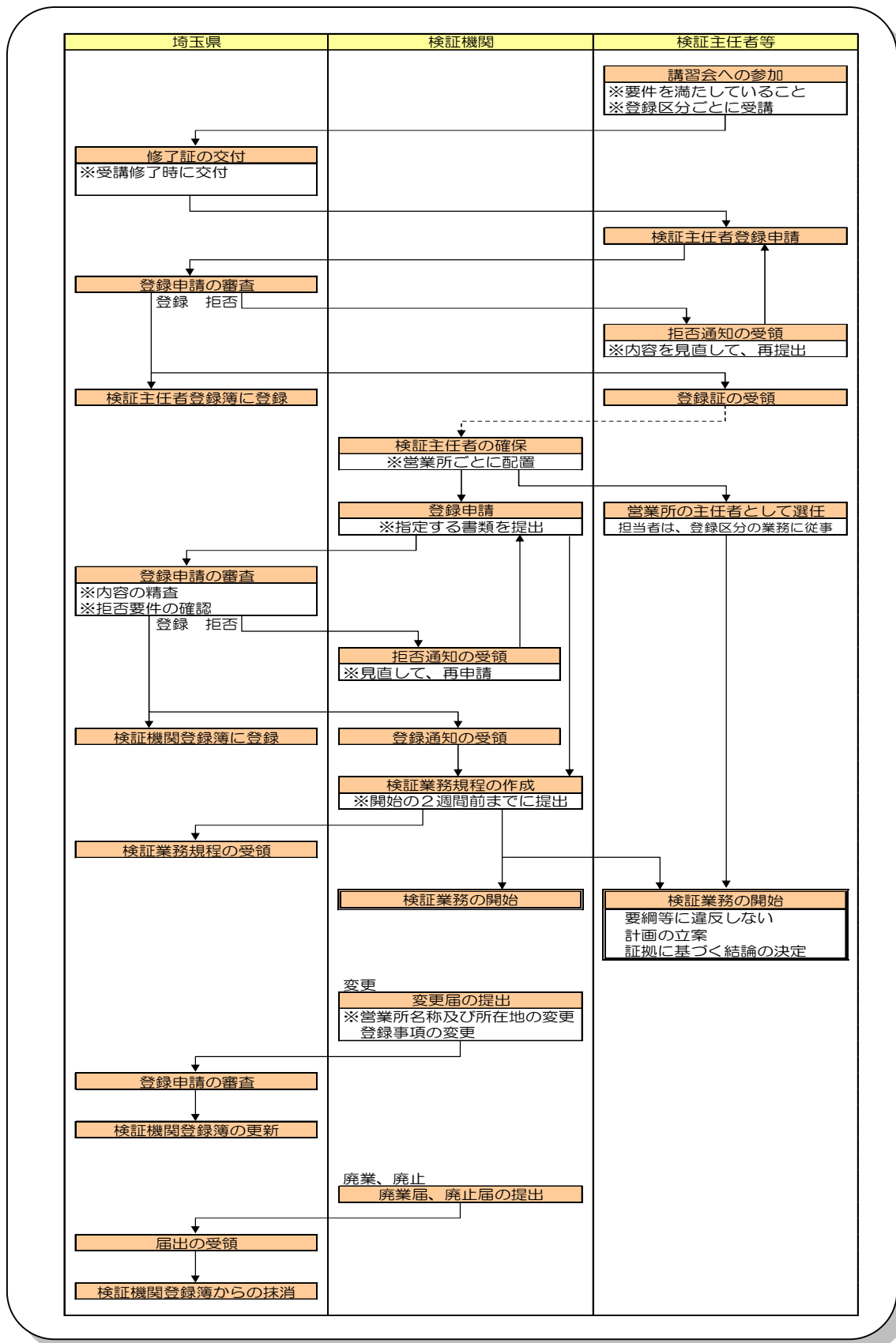
イ 更新登録のための講習会（更新講習会）

更新講習会についても新規講習会と同様に、埼玉県のホームページで事前に開催予定が公表される。なお、更新講習会を受講できる者は、講習会の修了証が有効期間内にある検証主任者のうち、表1の更新の欄に掲げる指定業務の経験に係る要件を満たす者とする。各区分の更新講習会受講前に指定される期日までに要件を満たすことができないが、有効期日まで要件を満たす見込みのある者も受講できるものとする。

更新講習会の受講を申し込む際、更新登録のための申請書類を提出し、更新講習会の受講可の連絡があった場合のみ、受講することができる。

本講習会を修了した際は、その場にて登録が完了し、更新された検証主任者登録証が交付される。ただし、実績見込みを含めて申請した者は、講習会修了後、有効期日までに、業務実績を証明する書類を提出し、埼玉県が実績を確認した後、更新された検証主任者登録証及び講習会の修了証が発行される。

参考図：検証機関及び検証主任者等の登録手続フロー図



第4部 行政措置

第1章 検証機関に対する措置

1 適合勧告

登録された検証機関が次に該当している場合、検証機関は埼玉県から、相当の期限を定めてこれらの規定に適合するよう、勧告される。

- ・ 検証機関が検証主任者を設置していない場合
- ・ 検証機関が管理・検証精度確保部門を設置していない場合
- ・ 検証機関が管理・検証精度確保部門の業務文書を作成していない場合

【参照条文】要綱

(適合勧告)

第16条 知事は、登録検証機関が第9条第1項又は第3項の規定に違反していると認めるときは、当該登録検証機関に対し、相当の期限を定めて、当該規定に適合するため必要な措置をとるよう勧告することができる。

2 改善勧告

登録された検証機関が次に該当する場合、検証機関は埼玉県から、相当の期限を定めて検証業務の方法等について改善を勧告される。

- ・ 検証機関が正当な理由がある場合を除き、遅滞なく検証業務を行わなかったとき。
- ・ 検証機関が公正に、かつ、要綱で定める方法により検証業務を行わなかったとき。

【参照条文】要綱

(改善勧告)

第17条 知事は、登録検証機関が第10条第1項又は第2項の規定に違反していると認めるときは、当該登録検証機関に対し、相当の期限を定めて、検証業務を行うべきこと又は検証業務の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

3 登録の取消し・業務停止勧告

登録された検証機関が次のいずれかに該当する場合には、検証機関は、登録を取り消され、又は埼玉県から6月以内の期間を定めて検証業務の全部若しくは一部の停止を勧告される。

- ・ 検証機関が不正な手段により検証機関としての登録を受けたとき（更新も含む）。
- ・ 検証機関が、登録取り消しの措置があった日前30日以内にその登録検証機関の役員であった者でその措置があった日から2年を経過していないもの。
- ・ 未成年者の役員の法定代理人が上述のいずれかに該当するもの。

- ・ 登録検証機関登録事項の変更の届出をしないとき、若しくは虚偽の届出をしたとき。
- ・ 廃業、休止若しくは廃止の届出をしないとき、若しくは虚偽の届出をしたとき。
- ・ 検証機関が利害相反の回避について遵守していないとき。
- ・ 検証機関が検証業務規程を届け出ないで検証業務を行ったとき、若しくは虚偽の届出をしたとき。
- ・ 検証機関が帳簿等の備付けや記載、保存をしないとき、若しくは虚偽の記載をしたとき。
- ・ 検証機関が財務諸表等の備置きをしなかったとき。
- ・ 検証機関が埼玉県の適合勧告や改善勧告に応じなかったとき。

【参照条文】要綱

(検証機関の登録の取消し等)

第15条 知事は、登録検証機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその検証業務の全部若しくは一部の停止を勧告することができる。

- 一 不正の手段により第2条第1項又は第3項の登録を受けたとき。
- 二 第5条第1項第3号に該当することとなったとき。
- 三 第6条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 四 第7条第1項又は第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 五 第10条第3項の規定に違反したとき。
- 六 第12条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 七 第13条の規定に違反して第3条第1項第3号の営業所ごとに帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿若しくは資料を別表第9に定めるところにより保存しなかったとき。
- 八 前条第1項の規定に違反したとき。
- 九 次条又は第17条の規定による勧告に応じなかったとき。

2 知事は、前項の規定により登録を取り消した場合において、取消しの日までに実施された検証について取消しの効力の及ぶ範囲を限定することができる。

3 知事は、第1項の規定による措置をしたときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を様式第12号又は様式第13号により当該登録検証機関に通知するものとする。

4 登録の抹消

登録された検証機関の登録がその効力を失ったとき、または登録が取り消されたときは、検証機関の登録が登録検証機関登録簿から抹消される。

【参照条文】要綱

(検証機関の登録の抹消)

第8条 知事は、登録検証機関の登録がその効力を失ったとき、又は第15条第1項の規定により登録検証機関の登録を取り消したときは、登録検証機関登録簿から当該登録検証機関の登録を抹消するものとする。

第2章 検証主任者に関する措置

1 登録の取消し

登録された検証主任者は、一定の要件に該当する場合は、登録を取り消されることがある。詳細については要領に定めている。

なお、取消しを受けた者は、その措置があった日から2年が経過するまでは、検証主任者の登録を申請することができない。